

茨木市立小・中学校保護者通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市立の小学校及び中学校（以下「市立小・中学校」という。）に在籍する児童生徒並びに市立小・中学校に入学、転入学及び編入学を予定する児童（以下これらを「児童等」という。）の保護者（以下単に「保護者」という。）のうち、日本語の理解が著しく困難な者に通訳者を派遣することにより当該保護者が児童等の学校生活、学校行事等に対し理解を深め、児童等が健やかに成長できる環境を確保することを目的とする。

(派遣対象者)

第2 派遣の対象となる者は、教育長が日本語の理解が著しく困難であると認める保護者とする。

(通訳者派遣の態様)

第3 通訳者の派遣は、次に掲げる行事等において保護者が通訳を必要とする場合に行うものとする。

- (1) 入学説明会
 - (2) 入学式
 - (3) 各機関における転入手続
 - (4) 授業参観
 - (5) 学級懇談会及び個人懇談会
 - (6) 家庭訪問
 - (7) 修学旅行説明会
 - (8) 保護者交流会
 - (9) 進路相談
 - (10) 卒業式
 - (11) 就学時健康診断
 - (12) 生徒指導及び生活指導
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、保護者に内容の伝達を確実に行う必要のある行事等
- 2 通訳者を派遣する先は、市立小・中学校その他前項各号に掲げる行事等の実施場所とする。
- 3 通訳者を派遣する時間は、原則として月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時の3時間を限度とする。

(通訳対象言語)

第4 通訳の対象となる言語は、次のとおりとする。

- (1) 中国語
- (2) 英語
- (3) ポルトガル語
- (4) モンゴル語
- (5) アラビア語
- (6) フランス語
- (7) タガログ語
- (8) バングラ語
- (9) スペイン語
- (10) タイ語
- (11) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要であり、かつ、適切な通訳の実施ができると認めるときは、その言語
(通訳者の資格等)

第5 派遣する通訳者は、この要綱の通訳者として茨木市教育委員会学校教育推進課に登録されている者であって、児童等の保護者の母語に堪能であり、かつ、学校教育に理解のあるものとする。

- 2 派遣された通訳者は、その業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(通訳者の報償金)

第6 通訳者に対する報償金（謝礼金）の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 1回の通訳の時間が1時間以下の場合 2,500円
- (2) 1回の通訳の時間が1時間を超え、2時間以下の場合 5,000円
- (3) 1回の通訳の時間が2時間を超え、3時間以下の場合 7,500円
(派遣の申請)

第7 通訳者の派遣を受けようとする市立小・中学校の校長は、保護者通訳者派遣依頼書（様式第1号）により教育長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第8 教育長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において通訳者の派遣を決定し、申請を行った校長に対し保護者通訳者派遣決定通知書（様式第2号）により通知する。

(通訳の依頼)

第9 教育長は、第8の規定による決定があったときは、適切な通訳者を選定し、当該通訳者に対し、保護者通訳者派遣依頼書（様式第3号）により依頼するものとする。

(実績報告)

第10 通訳者の派遣を受けた校長は、派遣終了後、速やかに保護者通訳者派遣実績報告書(様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(その他)

第11 この要綱の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

経過措置

この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。